

放課後児童支援員認定資格研修事業に係る企画提案公募要領

（事業の目的）

第1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業である。

平成27年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を配置することとなり、都道府県においては放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施している。

放課後児童支援員として職務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうために放課後児童支援員認定資格研修を実施し、放課後児童健全育成事業に従事する者の質の向上を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2 別添「放課後児童支援員認定資格研修事業業務委託仕様書」のとおり

（委託期間）

第3 委託期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（委託金額）

第4 委託金額は、2,960千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

（委託の方法）

第5 事業企画提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適した委託先を選考し、その提案者と委託契約を締結する。

なお、委託先の選考の手順は次のとおりとする。

- 1 県（こども家庭支援課）が企画提案書を公募する。
- 2 県が設置する選考委員会において、書面による審査を行い、本事業の実施に最も適した者を委託先として選考する。
- 3 委託先として選定された提案者が提出した企画提案書の内容等に基づき、委託契約書を締結する。

（事業の実施体制）

第6 委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

(応募者の資格、要件)

- 第7 応募者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という。）若しくは、複数法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であり、以下の1から6までの全ての条件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）であること。
- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 2 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
 - 3 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 4 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者
 - オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものと認められる者でないこと。
 - 6 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

(応募の手続)

- 第8 本事業の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおりとする。
- 1 公募要領の配布及び応募書類の受付
 - (1) 配布期間
令和7年5月13日（火）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで)

(2) 配布場所及び受付場所

徳島県こども未来部こども家庭支援課

ひとり親家庭・居場所づくり担当

郵便番号 ７７０－８０５５

住 所 徳島県徳島市万代町１丁目１番地

電話番号 ０８８－６２１－２７３１

(3) 配布方法

上記「(2) 配布場所及び受付場所」で配布するほか、徳島県のホームページからダウンロード可能とする。

(4) 受付期間

令和７年５月２３日（金）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで)

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、令和７年５月２３日（金）までに必着とする。）

2 参加意思表明書の提出

本事業の提案に参加しようとする者は、令和７年５月１３日（火）午後５時までに持参又は郵送により参加意思表明書（様式１）に次の資料を添えて提出すること（郵送の場合は、令和７年５月１３日（火）までに必着とする。）。

【添付資料】

- ・ 提案者の概要が分かる書類（パンフレット等。コンソーシアムの場合、構成員全て提出すること。）
- ・ 提案者の定款、寄付行為又は会則等の写し（原本証明をしたもの。コンソーシアムの場合、構成員全て提出すること。）
- ・ コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書の写し（様式例１）
- ・ コンソーシアムの場合、コンソーシアム委任状（様式例２）
- ・ 未納の額のないことの証明書（税務署及び都道府県が発行するもので３ヶ月以内に取得したもの）

3 提出書類

放課後児童支援員認定資格研修事業企画提案書（様式２）

[正本１部、副本８部]

4 事業企画提案書の返却

提出のあった事業企画提案書は返却しない。

なお、事業企画提案書は、本件に係る事業者選考の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

5 その他

- (1) 提案者 1 者が提出できる事業企画提案書は、1 提案とする。
- (2) 事業企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。
- (3) 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。
- (4) 選考された事業企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

(企画書等の作成に伴う質問と回答)

第 9 企画書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

1 質問

質問は「質問書（様式 3）」によるものとする。

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出方法

提出は電子メール（kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp）にて行うこととする。その際の件名は「放課後児童支援員認定資格研修事業の質問書（事業者名）」とする。

2 回答

回答は、質問者に電子メールにてその都度行う。その際、回答時点で参加表明のあった者に対しても、質問事項及び回答内容の周知を行う。

3 その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

(選考の基準)

第 10 有識者及び県職員で組織する選考委員会において、提出された企画提案書について別添「選考基準」に基づき審査を行い、選考委員会が最優秀事業企画提案者を選考する。県はその提案者と業務仕様を協議した上で、委託契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、選考により順位づけられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

選考は、別添の選考基準を基に行うものとする。

なお、選考に当たっては、法令等に違反する企画提案や県が行う事業として不適切な企画提案等は選考前に不採用とする。また、得点が 1 位であっても、得点が配点の総合計の 6 割に満たない場合、また審査項目の中で、著しく評価の低い項目がある場合等にあつては、選考委員会で協議し、選考しない場合がある。

(別添) 選考基準 審査項目・内容

審査項目	審査内容
企画提案の妥当性	仕様書を踏まえ、事業の目的に沿って、明確かつ具体的に提案されているか。
業務遂行能力	研修講師及び会場の確保について実現性が高いか。
	研修講師は、専門知識を有する適切な人材が選定され、質の高い研修が期待できるか。
	事業を実施するために必要な事務職員が配置される等、研修実施体制は適切か。
	提案者の概要や過去の業務実績等から、事業の実施計画は実現性が高いか。
事業の具体性と効果	研修日程は、受講者の立場に配慮した内容となっているか。
	会場は、受講者が利用しやすい場所となっているか。
	研修内容は、研修効果を高める工夫がされているか。
	受講者の受講状況の管理が適切に行われる見込みがあるか。
	研修実施までの事務の流れ及びスケジュールは適切か。
経費の見積り	所要経費の算定根拠が明確に示され、妥当な内容となっているか。